

御宿所

(前田利長の生母芳春院は、この時質となりて江戸に下りしなり。)

五月十六日。前田利長、山崎長徳に、上國將に干戈の事あらんとするを以て諸士に指物を準備せしむ。

【加賀國古文書】

二二〇五

尙々とうぶんさし物もち申候はゞ、みせ候へと申ふれたく候。其方よりは、まづ越中よりこし候物どもへふれられ候べく候。

一ふで申候。仍上方内々ぢんよういのさた御いり候。さ候へば、われらてまわりの物、さし物いけよういさせ申度候。まづとうぶんさし物いたし候。もち申物候はゞみせ申候へと申ふれ度候。もち不申物は、とふ月中は出来申候。

六月五日以前ニみせ候やうニ申つけられ候べく候と。

(慶長五年) 五月十六日

(山崎長徳) (羽柴肥前守利長) はひ

長門どの

參

五月廿七日。前田利長、河北郡森下の館紺屋孫二郎に、金澤の染工を統べしむ。

【館紺屋文書】 金澤

二二〇六

尙々たちこんやしだいニ、さそうなるかたばら、わきくのこんやへくばり、そめさせ候やうニ申つけ候。以上。

われくそめ物いたし申候こんや、とうまちこんやのかしらニ申つけ、さうなるそめ物をば、いまのこんやよりわきのこんやへくばり申し、そめさせ申候やうニ明日より申つけ候て、明日ニもおりかみをとらせ、こんやのかしらニ申つけ候べく候と。

三郎へ參

(當町) (羽柴肥前守利長) はひ

【館紺屋文書】

二二〇七

以上

金澤中之こんやのかしら申付候條、可成其意候。染物多

申付刻手傳仕候事は、惣こん屋中へ割付可申付候也。

慶長五

五月廿七日

(前田利長) 在判

森本

たちかうや孫二郎

(慶長三年四月廿一日の條には紺屋孫十郎とあり。)

六月十六日。前田利政、田清六に、その室を大坂より下國せしむる爲盡力せんことを求む。

【遺編類纂】

二二〇八

尙く路次にて成とも、能様ニ御申上候べく候。女ども罷下候様ニ、万事たのみ入申候間、肥前殿へ宜敷様ニ御談合奉頼存候。以上。

一筆令啓候。仍罷下候刻、御暇乞可申上候處、少相煩候故無其儀候。然者先日如申入候、女共北國へ罷下候様ニ、連々御才覺頼入申候。ケ様罷下候へ共、たしか成留守居も持不申候。母之者江戸ニ候へ者、万事十方なき体ニ候間、是非共頼入候。いさなの儀ハ清和可申入候。恐々謹言。

(前田) 孫四

利政 在判

田清六殿

人々御中

(日附はまた六月十二日に作るものあり。田清六は何人なるやを知らず。)

七月七日。徳川家康、屋代勝永をして、前田利長が會津進撃の際に於ける先手等を命ぜしむ。

【加賀國古文書】

二二〇九

一、加賀中納言殿北國筋を米澤へ打出、會津へ亂入候節、案内者ニ候之間、先手は山形出羽守、中納言殿可爲旗本事。

一、置目已下之儀、中納言殿可被仰付候。御隔心有間敷事。

一、越後侍從津川筋出陣之義、無越度様ニ可然段口上ニ可申候。兼而又村上周防守、溝口伯耆守兩人之内、手寄次第一人、中納言殿爲案内者北國筋に可有參陣候事。